

南相馬市角川原総合研修センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例（素案）に係るパブリックコメント手続きの実施について

1. 条例の趣旨

市民の営農意欲向上等の研修に供することを目的に直営により、管理運営を行っている。

近年は、設置目的に関する利用が減少し、地元行政区の集会施設としての利用が主であり、利用者が固定化されていること及び建築から30年が経ち耐用年数（24年）を経過していることを鑑みれば、所期の目的は達成し一定の役割を終えたと判断したこと、さらには施設の設置目的については、農村環境改善センターの利用により対応が可能であることから、用途廃止するため、南相馬市角川原総合研修センター設置及び管理に関する条例を廃止するものである。

2. 施設概要

南相馬市角川原総合研修センターは、昭和63年度に水田農業確立対策推進事業を活用し、市民の営農意欲向上等の研修に供することを目的として建築（平成元年3月竣工）され、直営にて管理運営されている。

名称：南相馬市角川原総合研修センター
位置：南相馬市鹿島区角川原字前川原 69 番地の 1
目的：市民の営農意欲向上等の研修に供すること
建築年：平成元年 3 月竣工
構造：木造平屋建（床面積 1 6 4 . 2 4 m²、敷地面積 8 0 2 m²）
財源：水田農業確立対策推進事業補助金
耐用年数：24年

3. 用途廃止後の財産処分

以下のことから、用途を廃止し角川原行政区へ譲与することとしたい。

- ① 南相馬市指定管理者導入計画（第3版）において、市の施設としては廃止し地域団体や民間への貸与、あるいは譲与したほうが有効な利用が見込まれる施設と定めていること。
- ② 主たる利用団体である角川原行政区から譲与に関する要望がされていること。
- ③ 維持管理に関する経費（年間約60万円）の削減が図られること。

4. 意見の提出方法

意見提出の様式は、自由です。

住所、氏名、電話番号を明記のうえ、提出は窓口へ持参するか郵便またはファクス、電子メールなどで提出してください。

（法人又は団体の場合は、名称、所在地及び代表者を明記してください。）

5. 意見等の提出期限・公表期間

令和元年9月19日（木）から令和元年10月8日（火）

6. 公表場所（閉庁日、休館日を除く）

市民課総合案内係、小高区市民総合サービス課、鹿島区市民総合サービス課、各生涯学習センター、市民情報交流センター、市ホームページ

7. 提出先・問合せ

〒979-2392 南相馬市鹿島区西町一丁目1番地

農政課（鹿島区役所内） TEL 46-2115 FAX 46-3830

E-mail : nosei@city.minamisoma.lg.jp